

諮詢庁：総務大臣

諮詢日：令和7年6月30日（令和7年（行個）諮詢第174号及び同第175号）、同年7月16日（同第190号）及び同年8月19日（同第227号）

答申日：令和8年1月30日（令和7年度（行個）答申第180号ないし同第183号）

事件名：本人に係る救急業務報告書の不開示決定（不存在）に関する件
本人に係る特定事件に関連する情報を記録した司法行政文書の不開示決定（不存在）に関する件
本人に係る判決書等の不開示決定（不存在）に関する件
本人に係る特定事件に関連する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の3欄に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書7」という。）に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報7」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく各開示請求に対し、別表の2欄に掲げる日付及び文書番号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分8」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き、原文ママ。なお、添付資料は省略する。）。

（1）各審査請求書

別紙1のとおり。

（2）各意見書

別紙2のとおり。

第3 訒問庁の説明の要旨

1 本件事案の経緯

(1) 諧問第174号（原処分1及び原処分2関係）

処分庁は、審査請求人から、令和7年3月1日付け（同月3日受付）で、法76条1項の規定に基づく、保有個人情報の開示請求2件を受けた。

処分庁は、法82条2項の規定に基づき、令和7年4月1日付け総官総第88号-1及び同号-2により、保有個人情報の開示をしない旨の決定（原処分1及び原処分2）を行った。

本件審査請求は、審査請求人が原処分1及び原処分2に不服があることから、当該処分を取消す旨の決定を求めるとして、令和7年4月5日付けで提起されたものである。

(2) 諧問第175号（原処分3関係）

処分庁は、審査請求人から、令和7年4月2日付け（同月3日受付）で、法76条1項の規定に基づく、保有個人情報の開示請求を受けた。

処分庁は、法82条2項の規定に基づき、令和7年5月8日付け総官総第113号により、保有個人情報の開示をしない旨の決定（原処分3）を行った。

本件審査請求は、審査請求人が原処分3に不服があることから、当該処分を取消す旨の決定を求めるとして、令和7年5月14日付けで提起されたものである。

(3) 諧問第190号（原処分4ないし原処分6関係）

処分庁は、審査請求人から、令和7年3月9日付け（同月10日受付）及び同月25日付け（同月26日受付）で、法76条1項の規定に基づく、保有個人情報の開示請求3件を受けた。

処分庁は、法82条2項の規定に基づき、令和7年4月17日付け総官総第97号-1ないし同号-3により、保有個人情報の開示をしない旨の決定（原処分4ないし原処分6）を行った。

本件審査請求は、審査請求人が原処分4ないし原処分6に不服があることから、当該処分を取消す旨の決定を求めるとして、令和7年4月23日付けで提起されたものである。

(4) 諧問第227号（原処分7及び原処分8関係）

処分庁は、審査請求人から、令和7年5月26日付け（同月27日受付）で、法76条1項の規定に基づく、保有個人情報の開示請求を受けた。

処分庁は、法82条2項の規定に基づき、令和7年6月23日付け総官総第147号-1及び同号-2により、保有個人情報の開示をしない旨の決定（原処分7及び原処分8）を行った。

本件審査請求は、審査請求人が原処分7及び原処分8に不服があるこ

とから、当該処分を取消す旨の決定を求めるとして、令和7年6月26日付けで提起されたものである。

2 原処分について

不存在とした保有個人情報が記録された文書の名称及び不開示とした理由は次のとおりである。

(1) 不開示決定した保有個人情報が記録された文書の名称

ア 諮問第174号（原処分1及び原処分2関係）

文書1

イ 諮問第175号（原処分3関係）

文書2

ウ 諮問第190号（原処分4ないし原処分6関係）

文書3ないし文書5

エ 諮問第227号（原処分7及び原処分8関係）

文書6及び文書7

(2) 不開示とした理由

開示請求のあった保有個人情報について、探索したもの、その存在を確認することができないため（不存在）

3 審査請求人（原文ママ）の趣旨及び理由

別紙1のとおり。

4 本件審査請求に対する諮問庁の見解

審査請求人は、原処分において、本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報を探索したものの、その存在を確認することができないとしたことの妥当性について争う趣旨であると解される。

(1) 原処分の妥当性について

処分庁は、開示請求を受け、総務省の本省全部局において本件対象保有個人情報を探索したものの、本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報の存在を確認することができなかったため、不開示とする原処分を行っており、その対応に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報を探索したものの、その存在を確認することができないため不開示とした原処分の判断は妥当であると考える。

(2) 審査請求人のその他の主張について

ア 諮問第174号、同第175号、同第190号及び同第227号（原処分1ないし原処分8関係）

審査請求人のその他の主張は、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

イ 諮問第190号（原処分4ないし原処分6関係）

審査請求書に記載されている、総官総第97号-1ないし同号-3

以外に係る処分等については、本件とは異なる審査請求で既に却下裁決が行われており、不適法なものであるため本件諮問の対象外とする。

ウ 諒問第227号（原処分7及び原処分8関係）

審査請求書に記載されている、総官総第147号-1及び同号-2以外に係る処分等については、本件とは異なる審査請求事案も含まれており、不適法なものであるため本件諮問の対象外とする。

5 結論

以上のことから、本件各審査請求には理由がなく、原処分を維持することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--|
| ① 令和7年6月30日 | 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第174号及び同第175号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年7月16日 | 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第190号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ⑤ 同月17日 | 審査請求人から意見書1（令和7年（行個）諮問第174号及び同第175号）を收受 |
| ⑥ 同月22日 | 審査請求人から意見書2（令和7年（行個）諮問第190号）を收受 |
| ⑦ 同月24日 | 審査請求人から資料（令和7年（行個）諮問第190号）を收受 |
| ⑧ 同年8月4日 | 審査請求人から意見書3及び資料（令和7年（行個）諮問第190号）を收受 |
| ⑨ 同月19日 | 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第227号） |
| ⑩ 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ⑪ 同月25日 | 審査請求人から資料（令和7年（行個）諮問第174号及び同第175号）を收受 |
| ⑫ 同年9月8日 | 審査請求人から意見書4を收受（令和7年（行個）諮問第174号、同第175号及び同第227号） |
| ⑬ 同年12月19日 | 審議（令和7年（行個）諮問第174号、 |

同第175号、同190号及び同第227号)

- ⑯ 令和8年1月23日 令和7年（行個） 諒問第174号、同第175号、同190号及び同第227号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報の存在を確認できないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- （1）本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報4について

救急業務の基準に関する事項は、消防組織法4条2項17号に基づき、消防庁が所管しており、同庁が所管する救急業務実施基準24条に基づき、市町村の救急隊員及び准救急隊員は、救急活動を行った場合は、その概要等を記録することとされている。さらに、特定市における救急業務報告書は、特定市が救急業務について必要な事項を定める訓令の規定に基づき、救急隊が出動を行った場合に救急隊長が作成するものであり、総務省において、特定市の救急業務報告書を作成・取得することはなく、本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報4は保有していない。

イ 本件対象保有個人情報2、本件対象保有個人情報3及び本件対象保有個人情報5ないし本件対象保有個人情報7について

総務省は、本件対象保有個人情報2、本件対象保有個人情報3及び本件対象保有個人情報5ないし本件対象保有個人情報7に係る各開示請求において言及されている民事事件には、いずれも関与していないから、これらの保有個人情報は保有していない。

ウ 本件対象保有個人情報の探索の範囲について

本件各開示請求を受け、総務省本省全部局の行政文書ファイルが保存されている執務室内、書庫、パソコン上の共用フォルダ等を探索したが、本件対象保有個人情報の存在を確認できなかつたことから、「開示請求のあった保有個人情報について、探索したものの、その存在を確認することができないため（不存在）」と理由を付して、

原処分を行った。

(2) 検討

ア 本件対象保有個人情報 1 及び本件対象保有個人情報 4 について

救急業務の基準に関する事項は、消防組織法 4 条 2 項 1 7 号に基づき、消防庁が所管している。また、上記救急業務実施基準 2 4 条 1 項柱書きでは、「隊員又は准隊員は、救急活動を行った場合は、救急活動記録票等に次の各号に掲げる事項並びに活動概要等所要の事項を記録しておくものとする」と規定されている。さらに、特定市の上記訓令では、救急隊が出動を行った場合は、救急隊長が救急業務報告書に所要事項を記録する旨が規定されている。

加えて、審査請求人において、総務省が本件対象保有個人情報 1 及び本件対象保有個人情報 4 を保有している具体的な根拠を示していないことにも照らすと、総務省で特定市の救急業務報告書を作成・取得することはない旨の上記（1）アの諮詢序の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ 本件対象保有個人情報 2、本件対象保有個人情報 3 及び本件対象保有個人情報 5 ないし本件対象保有個人情報 7 について

審査請求人の主張によれば、文書 3 及び文書 5 は、私人間の訴訟事件であるというのであり、また、文書 2、文書 6 及び文書 7 は、裁判所の事件記録符号によれば、交通調停事件又は強制執行事件ということになる。加えて、審査請求人において、総務省が本件対象保有個人情報 2、本件対象保有個人情報 3 及び本件対象保有個人情報 5 ないし本件対象保有個人情報 7 を保有している具体的な根拠を示していないことにも照らすと、上記の各民事事件に総務省は関与しておらず、本件対象保有個人情報 2、本件対象保有個人情報 3 及び本件対象保有個人情報 5 ないし本件対象保有個人情報 7 は保有していない旨の上記（1）イの諮詢序の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

ウ 本件対象保有個人情報の探索の範囲について

上記（1）ウの探索の範囲についても、特段の問題があるとは認められない。

(3) 結論

したがって、総務省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件各不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「開示請求のあった保有個人情報について、探索したものの、その存在を確認することができないため（不存在）」と記載されているところ、一般に、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象保有個人情報の存在が確認できないという事実を示すだけでは足りず、対象保有個人情報を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該保有個人情報が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、総務省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別表

1 諮問番号	2 原処分の年月日等	3 本件対象保有個人情報が記録された文書
令和7年（行個） 諮問第174号	令和7年4月1日付け総官総第88号－1及び同号－2（原処分1及び原処分2）	特定市特定消防署特定救急隊 救急業務報告書 特定災害番号（特定年月日A 作成）（文書1）
令和7年（行個） 諮問第175号	令和7年5月8日付け総官総第113号（原処分3）	受訴特定簡易裁判所A特定事件番号A（特定年月日B申立）事件に関連する情報を記録した司法行政文書一切。「特定地方裁判所A特定支部特定事件番号B（特定年月日C申立）債権差押命令事件も含む。」全て。（文書2）
令和7年（行個） 諮問第190号	令和7年4月17日付け総官総第97号－1（原処分4）	本件、本訴特定地方裁判所B特定事件番号C。受訴特定簡易裁判所A特定事件番号A事件の原告を特定個人A 被告を特定個人Bとする（判決原本特定番号）判決書の交付を請求する。（文書3）
	同号－2（原処分5）	特定場所における交通事故に対する特定市特定消防署特定災害番号の救急業務報告書の交付を請求する。（文書4）
	同号－3（原処分6）	特定簡易裁判所A特定事件番号D（特定年月日D判決）の判決原本（文書5）
令和7年（行個） 諮問第227号	令和7年6月23日付け総官総第147号－1（原処分7）	特定簡易裁判所A特定事件番号A（特定年月日B申立）事件に関連する公文書一式（文書6）
	同号－2（原処分8）	特定地方裁判所A特定支部特定事件番号E（特定年月日E差押）事件に関連する公文書一式（文書7）

別紙1 各審査請求書

(1) 質問第174号

本件に係る行政文書は存在する。特定文書番号A（特定年月日F通知）特定文書番号B（特定年月日G決定）従って請求人は総務大臣に対し決定処分の取り消しを求めると併に上記文書の交付を請求する。

(2) 質問第175号

ア 本件特定文書番号B（特定年月日G決定）と特定文書番号A（特定年月日F通知）の事案は同一の交通人身事故であること。（略）
イ 本件本訴特定地方裁判所B特定事件番号C（特定年月日H判決）事件は原告を特定個人A 被告を特定個人Bとする裁判である（判決原本特定番号）それに対して、原告を特定個人B 被告を特定個人Aとする特定事件番号C事件の裁判は存在しないこと。（略）
ウ 本件特定高等裁判所特定事件番号F自賠責損害賠償請求再審事件において当該判決文謄写物が必要であること（特定文書番号Bによって行政機関の長は情報公開法5条1号ロの規定により開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならないこと。

(3) 質問第190号

ア 本件に関わる公務員の行為が日本国憲法13条に反し刑法193条の公務員職権濫用に当たり民法1条3項においては権利の濫用はこれを許さない。としていること。
イ 本件総官総第97号-1に係る受訴特定簡易裁判所A特定事件番号A本訴特定地方裁判所B特定事件番号C事件の原告を特定個人A被告を特定個人Bとする判決書は存在すること「判決原本特定番号一本訴原告特定個人A支払猶予費用（特定年月日I納付）特定文書番号A・民事調停法20条1項前段」
ウ 本件総官総第97号-2に係る特定場所における交通事故に対する特定市特定消防署特定災害番号の救急業務報告書は存在すること（略）
エ 本件総官総第97号-3に係る特定地方裁判所B特定事件番号Gは原告を特定個人B 被告を特定団体特定役職特定個人Cとする判決文謄写物送付請求事件である特定簡易裁判所B特定事件番号H（特定年月日J決定）そのため特定簡易裁判所A特定事件番号D（特定年月日D判決）の原裁判は存在しない（民事訴訟法142条）よって、国（裁判所）等の主張は信義則に照らして許されない。又この様な瑕疵ある意思表示は民法96条1項の規定に基づき取り消すことができます。

(4) 質問第227号

行政機関の保有する情報公開に関する法律5条1号イロの規定により行政機関の長は開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならないこと。それに対し「本件開示請求については対象となる個人情報を作成・取得しておらず保有していないため不存在による不開示とする」との処分庁の瑕疵ある意思表示は民法96条の規定により取り消すことができること。又信義に照らして許されないこと（民法1条2項）

別紙2 各意見書

(1) 令和7年7月17日受付意見書（諮問第174号及び同第175号）

（第4において「意見書1」という。）

ア 不開示決定した保有個人情報の名称

特定市特定消防署特定救急隊特定災害番号（特定年月日A発生）事故発生場所○○ 関係者 特定個人B（略）特定文書番号B（特定年月日G決定）則ち 当該行政文書は存在すること。

イ 付調停特定簡易裁判所A特定事件番号A（特定年月日B申立）原告特定個人A 被告特定個人B（略）則ち 生存する個人に関する情報であること。

ウ 上記違法行為を正当化するため本訴特定地方裁判所B特定事件番号C民法709条による損害賠償請求事件の裁判所書記官が特定地方裁判所A特定支部特定事件番号B（特定年月日C申立）「債権者国 債務者特定個人B」その後同裁判所裁判官が本件請求人が特定事件番号C事件の被告であることを特定年月日K確認し本件は特定年月日L取下げにより終了したが、その後、同一債権の差押命令を特定年月日M申立）同特定事件番号E事件の裁判所が口頭弁論も経ずに本件請求人の○○銀行口座から特定年月日E金○○円を差押え訴訟詐欺を完成させている（刑法246条2項）

エ 法の改正により2022年4月1日以降国の行政機関と独立行政法人等の法律が法に統合されている。そして2023年4月1日以降地方公共団体等が法の対象となりこの改正により個人情報保護制度の所管が個人情報保護委員会に一元化されている。

オ 上記特定保有個人情報を行政機関の長等は法78条1項2号イの規定に基づき当該個人情報を開示しなければならないこと。それに対して諮問序の理由（不開示）は民法96条の規定により取り消すことができる

こと、又民法1条の基本原則に照らして許されないこと。

従って審査請求人は総務大臣に対して本件不当な処分の取り消しを求めるとともに法78条1項2号イの規定に基づき当該行政文書一式の交付を請求する。

(2) 令和7年7月22日受付意見書（諮問第190号）（第4において「意見書2」という。）

ア 文書の存在

（ア）本件本訴特定地方裁判所B特定事件番号C（特定年月日H判決）付調停特定簡易裁判所A特定事件番号A（特定年月日B申立）事件の原告を特定個人A 被告を特定個人Bとする公文書は存在する。

(略) 特定文書番号A（特定年月日F決定）民事調停法20条1項前段)

(イ) 特定場所における交通事故に対する特定市特定消防署特定災害番号の個人を特定する公文書は存在する。（略）特定文書番号B（特定年月日G日決定）

(ウ) 本件特定地方裁判所B特定事件番号G事件の原告を特定個人B 被告を特定団体特定役職特定個人Cとする判決文謄写物送付請求事件は存在する。特定簡易裁判所B特定事件番号H（特定年月日J決定）それに対し諮詢庁の主張には理由がないこと。

(エ) 結論

従って審査請求人は当審査会に対して上記特定保有個人情報を法78条1項2号イの規定に基づき当該公文書一式の交付をなすべき速やかな裁決を求める。

(3) 令和7年8月4日受付意見書（諮詢第190号）（第4において「意見書3」という。）

ア 本件審査請求に対する諮詢庁の見解に対する意見

(ア) 本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報は当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の検索により得られること。よって当該文書の存否に対し争う理由がないこと。

(イ) 以上のことから当該文書を不開示（不存在）とした原処分の判断は不当であると考える

a 行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条1号イ。

b 法78条1項2号イ。

イ 結論

従って審査請求人は当審査会審査員に対し本件に係る不当な処分の取り消しを求めるとともに法78条1項2号イの規定に基づき本件当該文書一式の開示をなすべき裁決を求める。

(4) 令和7年9月8日受付意見書（諮詢第174号、同第175号及び同第227号）（第4において「意見書4」という。）

原処分の妥当性について、諮詢庁は行政管理・地方自治等を所掌する中央行政機関である。それに対し総務省消防庁が所管する救急業務報告書特定災害番号事件に関わる情報を記録した司法行政文書等が不存在とする不開示決定は失当である。よって審査請求人は当審査会に対し本件不当な処分の取り消しを求めるとともに本件当該文書一式の開示をなすべき裁決を求める。